

食品安全委員会（第755回会合）議事概要

日 時:令和元年9月3日(火) 14:00~14:54

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者:報道 5名、行政機関 3名、一般 8名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ プエラリア・ミリフィカ等4品目の指定成分等への指定について
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件については、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物として、プエラリア・ミリフィカ、ブラックコホシュ、コレウス・フォルスコリー及びドオウレンを指定し、これらを含む食品に係る健康被害情報を、営業者が都道府県知事等に届け出ることを義務付けるものであることから、これらの指定成分等を含む食品について、製造又は加工の基準が設定され、これを適切に遵守する限りにおいては、食品の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いため、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 指定成分等を含む食品の製造又は加工の基準の設定について
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件については、指定成分等を含む食品について、製造又は加工の基準を新たに設定するものであり、本改正により食品の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。